

を入れておくと、更新手続きが不要で、最近ではこの規定を定めている地区が多くなっています。なお、「以降この例による。」という言葉を追記し、反対の意向がなければ、永久的に自動更新される協定もありますが、ある一定の期間がたつと、住民の皆さん方で検討をしなおす機会がある方がよいのではないでしょうか。

(建築基準の協議)

第8条 本協定区域内において、建築物及び附属建築物を建築しようとする場合は、当該工事に着手する前に、第9条に定める運営委員会（以下「委員会」という。）に建築計画協議書を提出してその承認を受けなければならない。なお、法第6条第1項に規定する確認の申請書の提出を要するものについては、それを提出するまでに委員会の承認を受けなければならない。

これは、建築工事の着手前に、協定内容を満たした計画であるかどうかを、運営委員会から承認を受ける手続きを定めたものです。

協定違反であっても、一旦工事が始まったり建築物が竣工したりすると、なかなか建築主は是正を請求しても簡単に応じないことがあります。したがって、協定違反を未然に防止することが、最も重要と考えられます。建築計画の段階で運営委員会に建築計画協議書（※1）を提出し、運営委員会と建築主とが協議し進めていくことが最も望ましい方法です。

また、法第6条第1項に規定する確認申請（※2）が不要なもの（10m²以内の増築等※3）であっても、運営委員会の審査・承認は必要とするべきです。

※1 建築計画協議書……住みよいまちづくり《資料編》—⑬

(建築協定運営委員会規則モデル第12条参照)

※2 確認申請……………簡単に言うと、建築物を建築する場合には、事前に法令など（建築基準法もその一つ）に適合した計画であるかどうかを建築主事に審査（確認）を依頼するものです。詳しくは、「3. 用語集」を参照してください。

※3 10m²以内の増築等…防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10m²以内のものについては、確認申請はいりません。（法第6条第1項）